4　冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、600点を所定点数に加算する。
5　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、400点を所定点数に加算する。
6　同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、２以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。
7　カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
8　エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号Ｅ４００に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
9　心腔内超音波検査を実施した場合は、400点を所定点数に加算する。

Ｄ２０７　体液量等測定
1　体液量測定、細胞外液量測定　60点
2　血流量測定、皮弁血流検査、循環血流量測定（色素希釈法によるもの）、電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定　100点
3　心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定（色素希釈法以外によるもの）、脳循環測定（色素希釈法によるもの）　150点
注１　心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、開始日に限り1,300点を加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
２　カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
4　血管内皮機能検査（一連につき）　200点
5　脳循環測定（笑気法によるもの）　1,350点

Ｄ２０８　心電図検査
1　四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導　130点
2　ベクトル心電図、体表ヒス束心電図　150点
3　携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査　150点
4　加算平均心電図による心室遅延電位測定　200点
5　その他（６誘導以上）　90点
注　当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、１回につき70点とする。

Ｄ２０９　負荷心電図検査
1　四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導　320点
2　その他（６誘導以上）　190点
注１　当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った場合は、１回につき70点とする。
２　区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ２１０　ホルター型心電図検査
1　30分又はその端数を増すごとに　90点
2　８時間を超えた場合　1,500点
注　解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ２１０－２　体表面心電図、心外膜興奮伝播図　1,500点

Ｄ２１０－３　植込型心電図検査　90点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　30分又はその端数を増すごとに算定する。
３　解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ２１０－４　Ｔ波オルタナンス検査　1,100点

Ｄ２１１　トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査　800点
注１　負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。
２　区分番号Ｄ２００に掲げるスパイログラフィー等検査又は区分番号Ｄ２０８に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
３　運動療法における運動処方の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、100点を所定点数に加算する。

Ｄ２１１－２　喘息運動負荷試験　800点
注　喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。

Ｄ２１１－３　時間内歩行試験　200点
注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
２　区分番号Ｄ２００に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号Ｄ２２０からＤ２２３－２までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｄ２１２　リアルタイム解析型心電図　500点

Ｄ２１２－２　携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査　500点

Ｄ２１３　心音図検査　150点

Ｄ２１４　脈波図、心機図、ポリグラフ検査
1　１検査　60点
2　２検査　80点
3　３又は４検査　130点
4　５又は６検査　180点
5　７検査以上　220点
6　血管伸展性検査　100点
注１　数種目を行った場合でも同時に記録を行った最高検査数により算定する。
２　脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、検査数に数えない。
３　検査の実施ごとに１から６までに掲げる所定点数を算定する。

Ｄ２１４－２　エレクトロキモグラフ　260点
（超音波検査等）

通則
区分番号Ｄ２１５及びＤ２１６に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を２回以上実施した場合における２回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

Ｄ２１５　超音波検査（記録に要する費用を含む。）
1　Ａモード法　150点
2　断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）
イ　胸腹部　530点
ロ　その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）　350点